

南房総市中小企業人材育成事業補助金 申請要領

1. 事業概要

市内の中小企業者が技術力や経営力の強化を図るために行う人材育成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象者

次のいずれにも該当する中小企業者とします。

- (1) 市内に本社・本店を置き1年以上継続して事業を営んでいる者
- (2) 市税を完納している者（申請受付後に市で納税状況を確認します）
- (3) 日本標準産業分類のうち、以下の業種を営んでいること

建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業
卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業、サービス業のうち廃棄物処理業、自動車整備業
機械等修理業（別掲を除く）

3. 補助対象事業

- (1) 年度内に完了できる、人材育成のための事業
※資格取得を目的とした事業の場合、取得に至らなければ補助金は交付しません
- (2) 事業計画書（第2号様式）に基づく事業
- (3) 補助対象者が費用負担をしたもの
※研修等の領収書、請求書の宛名が補助対象者名であること
- (5) 自社が主催する事業でないこと

4. 補助対象経費及び補助金額

- (1) 補助対象経費
当該補助対象事業に係る受講費用及び検定料
※交通費、宿泊費、飲食費、振込手数料、消費税を除く
- (2) 補助金額
補助対象経費の2分の1の以内（100円未満切捨て）とします。
1事業者1会計年度につき20万円を上限とします。
※概算払いはしません
※国・県等の補助事業との併用は認めません

5. 提出書類

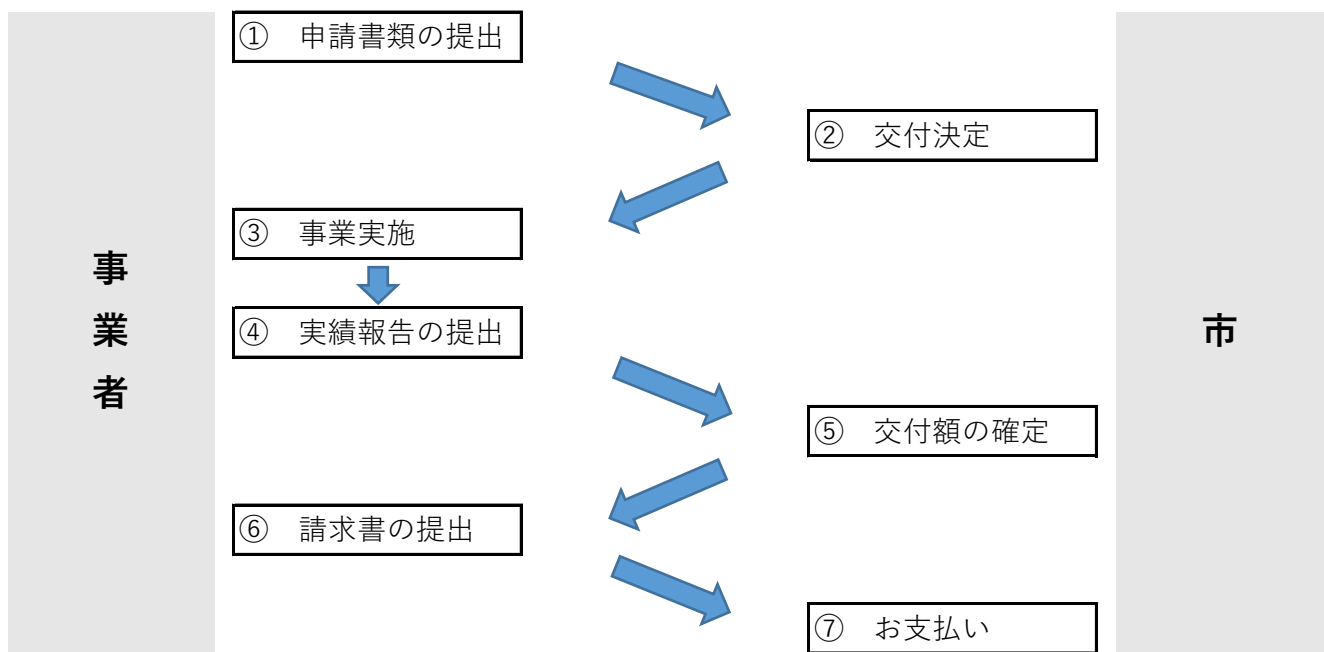
- (1) 申請：事業開始7日前までに以下の書類を提出してください
①申請書（第1号様式）

- ②事業計画書（第2号様式）
- ③研修申込書の写し
- ④研修内容が確認できる書類（パンフレット、HP画面の印刷など）
- ⑤定款又は履歴事項全部証明書の写し（法人）、開業届の写し（個人）
※年度内初回の申請に限ります
- ⑥振込口座確認様式

(2) 実績報告：詳細は交付決定時に御案内します

- ①実績報告書
- ②領収書の写し
- ③事業完了を証明する書類の写し（修了証、資格証など）

6. 事業スケジュール



6. 留意事項

以下の事由が生じた際は速やかに報告してください。

- (1) 名称又は事業所の位置を変更したとき
- (2) 代表者を変更したとき
- (3) 事業計画に変更が生じたとき
- (4) 講習の受講や資格取得ができなかったとき

7. 問合せ先・申請先

南房総市商工観光部商工課 商工振興係
 〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地 南房総市役所別館1
 電話 0470-33-1092 FAX 0470-20-4230
 Mail shoko@city.minamiboso.lg.jp

提出方法：持参または郵送